令和4年度「東京都交通安全日」(案)

1 目的

毎月10日を「一日交通安全運動の日」とし、関係機関・団体・区市町村が連携して広く都民に交通安全 思想の普及・浸透を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることによ り、交通事故防止を図ることを目的としています。

2 実施日

毎月10日とします。

- ●10日が土・日・祝日にあたる令和4年7、9、10、12月については前倒しで行うこととします。
- ●4月は、春の全国交通安全運動期間中のため、実施しません。

